

産業医 3分、5分の職場巡視?

これで月5万円の委託料

学校産業医の活動実績 (令和6年度)

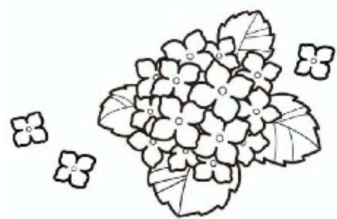
	職場巡視		健康相談	その他
A小	4回で20分	平均5分	3回で115分	
B小	4回で35分	// 9分	1回で30分	
C小	3回で15分	// 5分	1回で85分	
D小	4回で20分	// 5分	1回で35分※	巡視を含む
E小	4回で40分	// 10分	1回で60分	
F小	4回で20分	// 5分	1回で50分	
G小	5回で25分	// 5分	1回で60分	
H小	4回で25分	// 6分	1回で75分※	巡視・衛生委員会 1回を含む
I中	4回で12分	// 3分	予定	
J中	1回で5分	// 5分	1回で3分 もう一度予定	
K中	3回で30分	// 10分	1回で50分	
L中	2回で10分	// 5分	予定	
M中	3回で35分	// 12分	1回で30分	衛生委員会1回
N中	10回		10回で600分※	すべて巡視を含む

指摘を受け改善?

昨年度私たち越教組は、学校における労働安全衛生の体制充実のため、市内小中学校に配置されている産業医の活動について継続的に調べてきた。産業医は、教職員が50人以上の学校に配置しなければならないと法律で決められている。越谷市では、令和6年度は市内14校(小8・中6)に14人が配置されている。

令和4年度の活動実績をみると、月1回以上と定められている職場巡視がほとんど行われていない上に、産業医が置かれていない健康管理医と変わらない活動しかしていないことが分かった。そこで市教委との交渉で、多くの産業医が月5万円の委託料をもらいながらほとんど活動実績がないことを告発した。そして、産業医に求められる本来の業務を果たすよう改善を求めた。

令和5年度は、令和4年度に比べ、産業医が学校に来る日数は増えていた。しかし、執務内容はどうか。多くの学校で、教職員の健康相談や集団検診後の保健指導など、健康管理医と同じような活動状況にとどまっていた。前年と大きく違ったのは、職場巡視



本来の産業医の業務

改めて、産業医の職務を確認してみよう。主なものは以下の通りです。

- ① 月一回以上の職場巡視
産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。なお、事業者から産業医に所定の情報(衛生管理者が毎週1回行う作業場等の巡視の結果等)が毎月提供される場合には、2か月に1回以上にするこ
- ② 健康診断後のチェックとフォロー
校長は、健康診断の結果で異常所見があると診断された労働者については産業医との面談を実施したり、
- ③ 健康面談
産業医は、過重労働者面談だけでなく、状況に応じてさまざまな面談を実施します。・有所見者面談・メンタルヘルス相談・休職・復職判定など
- ④ 衛生委員会への出席
50人以上の職場にあっては、毎月一回以上の衛生委員会の開催が定められています。



市教委が医師会に申し入れをしてくれたのはわかったが、本来の業務には至っていない。さて令和6年度。活動実績は上の表の通り。前年同様、職場巡視はどの学校でも行われているが、時間は平均3分とか5分が多い。実際にはどのようなことが行われているのか、職場環境の改善に役立っているのか疑問で

ある。その他の活動は、健康管理が年一回行っている健康相談と同じ。衛生委員会への出席はどうか。こちらはほとんどの産業医が一回どころか年間を通して参加していない。一体、何のための産業医なのか。

早く来て勤務開始。休憩はほとんど取れない。そんな現場を見て産業医はどのようなアドバイス、勧告をしてくれるのか。ストレスを抱えた教員をどう見つけ出し、どう支援していけばいいのか。専門家である産業医に期待することは大きい。朝は、出勤時間よりかなり

何かありましたら
組合に
ご相談ください。

埼教組
TEL 048-824-2511
埼教組HP
「埼教組」で検索
または

